

わがまち特例一覧

※固定資産税→「固定」 都市計画税→「都計」と表記する。
 (令和7年7月10日時点の地方税法及び静岡市税条例に基づいています。)

番号	特例対象【税目】	市の特例割合	根拠法令・条項		取得時期	適用期間
			地方税法	市税条例		
1	家庭的保育事業の用に直接供する資産（保育児童が5人以下の施設） 【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第27項	第65条の2第1項	-	期限なし
2	居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産（認可を受けたベビーシッター）【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第28項	第65条の2第2項	-	期限なし
3	事業所内保育事業の用に直接供する資産（保育児童が5人以下の施設） 【固定：家屋・償却資産 都計：家屋】	価格の1/3に課税標準額を軽減	第349条の3第29項	第65条の2第3項	-	期限なし
4	公共の危害防止施設等（汚水又は廃液の処理施設）【固定：償却】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第2項第1号	附則第19条の2第1項	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし
5	公共の危害防止施設等（下水道除害施設） 【固定：償却資産】	価格の4/5に課税標準額を軽減	附則第15条第2項第5号	附則第19条の2第2項	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし
6	都市再生特別措置法における認定事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 【固定：家屋】	価格の3/5(又は1/2)に課税標準額を軽減	附則第15条第14項	附則第19条の2第3項	R5.4.1～ R8.3.31	5年度分
7	津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づく津波対策の用に供する港湾施設等【固定：償却資産】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第21項	附則第19条の2第4項	H28.4.1～ R10.3.31	5年度分
8	津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定された指定避難施設の用に供する家屋 【固定：家屋】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第22項第1号	附則第19条の2第5項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分
9	津波防災地域づくりに関する法律に基づく協定避難施設の用に供する家屋 【固定：家屋】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第22項第2号	附則第19条の2第6項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分

10	津波防災地域づくりに関する法律に基づく協定避難施設の用に供する家屋（警戒区域内に建設予定又は建築中の建物） 【固定：家屋】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第22項第3号	附則第19条の2第7項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分
11	津波防災地域づくりに関する法律の規定により指定された指定避難施設 【固定：償却資産】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第23項第1号	附則第19条の2第8項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分
12	津波防災地域づくりに関する法律の規定する管理協定が締結された協定避難施設【固定：償却資産】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第23項第2号	附則第19条の2第9項	H30.4.1～ R9.3.31	5年度分
13	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光：1,000KW未満 風力：20KW以上 地熱：1,000kW未満 バイオマス：10,000KW以上 20,000KW未満）【固定：償却資産】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第25項第1号	附則第19条の2第10項～第13項	R6.4.1～ R8.3.31	3年度分
14	再生可能エネルギー発電設備 （一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料：10,000KW以上20,000KW未満） 【固定：償却資産】	価格の6/7に課税標準額を軽減	附則第15条第25項第2号	附則第19条の2第14項	R6.4.1～ R8.3.31	3年度分
15	再生可能エネルギー発電設備 （太陽光：1,000KW以上 風力：20KW未満 水力：5,000KW以上）【固定：償却資産】	価格の3/4に課税標準額を軽減	附則第15条第25項第3号	附則第19条の2第15項～第17項	R6.4.1～ R8.3.31	3年度分
16	再生可能エネルギー発電設備 （水力：5,000KW未満 地熱：1,000KW以上 バイオマス：10,000KW以上）【固定：償却資産】	価格の1/2に課税標準額を軽減	附則第15条第25項第4号	附則第19条の2第18項～第20項	R6.4.1～ R8.3.31	3年度分
17	洪水浸水想定区域等における避難の確保、浸水の防止を図るための設備 【固定：償却資産】	価格の2/3に課税標準額を軽減	附則第15条第28項	附則第19条の2第21項	H29.4.1～ R8.3.31	5年度分
18	緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地	価格の2/3に課税標準	附則第15条第32項	附則第19条の2第	H29.6.15～	3年度分

	【固定・都計：土地】	額を軽減		22 項	R9. 3. 31	
19	浸水被害軽減地区内の土地【固定・都計：土地】	価格の 2/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 36 項	附則第 19 条の 2 第 23 項	R2. 4. 1～ R8. 3. 31	3 年度分
20	一体型滞在快適性等向上事業【固定：土地・家屋・償却資産 都計：土地・家屋】	価格の 1/2 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 37 項	附則第 19 条の 2 第 24 項	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	5 年度分
21	雨水貯留浸透施設【固定：償却資産】	価格の 1/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 40 項	附則第 19 条の 2 第 25 項	R3. 11. 1～ R9. 3. 31	期限なし
22	貯留機能保全区域【固定・都計：土地】	価格の 2/3 に課税標準額を軽減	附則第 15 条第 41 項	附則第 19 条の 2 第 26 項	R4. 4. 1～ R10. 3. 31	3 年度分
23	サービス付き高齢者向け賃貸住宅【固定：家屋】	税額を 2/3 に軽減	附則第 15 条の 8 第 2 項	附則第 19 条の 2 第 27 項	H27. 4. 1～ R9. 3. 31	5 年度分
24	新築された日から 20 年以上を経過し、大規模の修繕等が行われたマンション【固定：家屋】	税額を 1/3 に軽減	附則第 15 条の 9 の 3	附則第 19 条の 2 第 28 項	R5. 4. 1～ R9. 3. 31	1 年度分

【その他特例の詳細又は提出書類等のお手続きについては下記までお問い合わせください。】

●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に関するお問い合わせ●

【葵区】 土地：054-221-1046 家屋：054-221-1047

【駿河区】土地：054-221-1546 家屋 054-221-1547

【清水市税事務所】 土地：054-354-2080 家屋：054-354-2082

●固定資産税（償却資産）に関するお問い合わせ●

財政局税務部固定資産税課 054-221-1048

●条例の改正等に関する問い合わせ●

財政局税務部税制課 054-221-1029